

地方独立行政法人秋田県立療育機構令和8年度計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

環境の変化に応じ、県民が必要とする療育の提供について適切かつ柔軟に見直しを行い、サービスの向上を図る。

1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

- ① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。

ア 整形外科

運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。

また、発育性股関節形成不全、内反足、脊柱側弯症などの小児整形外科疾患の拠点病院としての役割を担う。

イ 小児科

小児期発症神経疾患の専門機関として適切な医療を提供するとともに、入所施設機能に加え、親子入院、検査や治療目的の一時的入院及び回復期病床としての入院の受け入れを行う。

また、脳機能障害児に対し、ニューロリハビリテーションの視点から診療を行い医療的ケアを必要とする在宅障害児者の全身管理と家族支援を行う。

さらに、発達障害児へ早期介入し、家族や集団での対応を支援する。

ウ 小児科メンタルヘルス

初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。

エ 児童精神科

児童等の精神障害について、診療及び相談を行う。主に小学生から高校生までの子どもの発達の問題、行動の問題、精神疾患、その他の心の悩みに関する診療を行う。

オ 歯科

障害児・者の口腔衛生や機能の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行

う。

また、意識下での歯科治療が困難な場合などには、静脈内鎮静法や全身麻酔を用いた治療を行う。

カ リハビリテーション科

理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。

キ 耳鼻咽喉科、眼科

障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。

難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。

計画値（令和8年度）

外来受診者数	33,850件
--------	---------

- ② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。
- ③ 児童発達支援センターの中核機能強化に努める。
 - ア 在宅の障害児に対して、運動、認知、言語、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況に応じた集団保育、個別指導等による発達支援を行うとともに、家族に対しての専門的な指導や相談支援等を実施し、家族支援の充実を図る。
 - イ 保育所等を訪問し、家族や担当職員への助言や適切な支援を行うため、関係機関連携、保育所等訪問支援事業を実施する。
 - ウ 地域の乳幼児の療育に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会を実施する。

計画値（8年度）

地域療育のための研修会	1回
-------------	----

- エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談支援機能を強化する。
- ④ 障害児等療育支援事業により、訪問療育指導、外来療育指導、療育技術指導等を

実施する。

- ⑤ 在宅の重症心身障害者及びその保護者に対する支援として、送迎による通所を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。
- ⑥ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関との連携及び外来等を通して療育指導を行う。
また、家族に一時的な休息を提供するため、空床を利用した短期入所事業及び日中一時支援事業の受け入れ体制の拡充を図る。
- ⑦ リハビリテーションについては、病棟リハビリテーションや登校支援、食事支援を実施するとともに、障害児・者が地域で安心して生活できるよう、保育所等訪問事業などに取り組む。

計画値（令和8年度）

リハビリテーション件数	24,820件
-------------	---------

- ⑧ 成人期を迎える障害児の成長・発達に応じた成人期移行支援について、関係機関と連携して取り組む。
 - ⑨ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行う。
- (2) 療育従事者の確保・育成
- ① 魅力ある働きやすい職場づくり
労務管理の徹底、障害者雇用、定年延長、働き方の見直し、ハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランスなどに取り組むことにより、健康で安心して働くことができる職場づくりに取り組む。
 - ② 募集活動
ホームページの充実や県内の養成機関への訪問や就職説明会など様々な機会を捉え、募集活動を行い、計画的な療育従事者の確保に努める。
積極的に実習生やボランティア、インターンシップを受け入れ、障害児(者)療育に関する理解の促進を図るほか、多様な媒体を活用して募集広報に取り組む。
 - ③ 質の高い療育従事者の育成
診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制を充実するとともに、療育

機構外の研修会等に積極的に参加させ、機構内において伝達研修を実施するなど、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努める。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

① 療育環境の整備

利用者がより快適に療養できるよう、環境の改善に取り組む。

② ホスピタリティの向上

すべての職員が、それぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を行う。

③ 利用者を尊重した療育サービスの提供

ア 利用者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、治療の選択、各種検査等について利用者・家族の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを確実に行う。

イ 薬効や副作用の説明、安全で確実な薬剤管理指導を行い、服薬に関わる事故の防止を図ること等により、安定した治療効果の発現に寄与するよう努める。また調剤システムを利用することで、インシデントの発生を防ぐ。

ウ 利用者・家族から主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求められた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。

エ 利用者が安心して療育を受け、円滑に地域生活ができるよう、ソーシャルワーカー等による総合相談を行う。

オ 利用者の人権を尊重した療育サービスを提供できるよう、虐待防止に取り組む。

④ 第三者機関による評価の受審等

病院機能評価や福祉サービスの第三者評価における指摘事項については、改善を行うとともに、苦情受付等により利用者の意見・要望を把握し、サービスに反映させる。

⑤ 患者満足度調査の実施

利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供を強化するため、第三者機関による患者満足度調査を実施し、結果を分析したうえで改善に向けた行動を行う。

計画値（毎年度）

患者満足度調査実施回数	1回
-------------	----

(4) より安心して信頼される療育の提供

① 関係法令等の遵守

医療法や児童福祉法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律を保持し研修等を通じて療育従事者としての高い倫理観を醸成する。

② 医療安全対策

医療・療育に関わる安全対策を推進するため、インシデントレポート報告や医療事故に関する情報を分析し共有を図るとともに、医療安全管理マニュアル等を活用し、リスクマネジメント能力の向上に努め、医療安全対策を行う。

医療安全管理委員会の下部組織として実働部隊となるタスクチームが安全対策に対する活動を行い医療の安全を確保する。

医療の安全管理に関する意識の向上等を目的として基本的考え方及び具体的方策について、全職員を対象とした研修を行う。

③ 院内感染対策

院内感染の未然防止や発生時の拡大防止等のため、院内感染予防対策マニュアルに基づいて、必要な対策を講ずる。

感染予防対策チームならびに感染予防対策リンクスタッフが中心となり、院内感染予防対策に対する活動を行い患者のケアと臨床業務の質の向上を図る。

院内感染対策に関する意識の向上等を目的として基本的考え方及び具体的方策について、全職員を対象とした研修を行う。

④ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。

⑤ 情報公開の推進

経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図るとともに、利用者及びその家族への診療情報開示、法人文書の情報公開については、関連規程に基づき適切に対応する。

⑥ 虐待防止対策

職員等による虐待の未然防止や虐待発生時の適切な対応のため、虐待防止委員会を通じて必要な措置を講ずる。

計画値（毎年度）

医療安全対策全体研修実施回数	2回
院内感染対策全体研修実施回数	2回

2 地域療育への貢献

- (1) 地域の障害児等療育施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。
- (2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関への支援と連携を強化する。

計画値（令和8年度）

地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回
他機関とのカンファレンス	2回

- (3) 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れ及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れを実施し、技術的な助言や知識の共有を図る。
- (4) インクルージョンの理念の促進を図るため、ホームページを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。

3 ライフステージに応じた総合相談

- (1) 障害児・者への療育等の情報提供を行うほか、相談内容によっては必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。
- (2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、障害者支援利用計画及びサービス等利用計画の作成希望者を支援し、必要な情報提供と適切なサービス調整を図る。

4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

- (1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、地域における発達障害児・者及びその家族等の課題に対し、センターの持つ専門性を発揮しながら、地域の関係機関との連携強化により、総合的な支援を行う。
- (2) 発達障害の特性及び対処方法等について、県民や関係機関の理解の促進を図るため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（令和8年度）

普及啓発事業・研修会の開催（ふきのとう秋田）	6回
------------------------	----

(3) 医療的ケア児の支援を行う拠点として、「秋田県医療的ケア児支援センターコラソン」を運営し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携し、総合的な支援を行う。

(4) 医療的ケア児の理解促進や支援者の養成のため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（令和8年度）

普及啓発事業・研修会の開催（コラソン）	6回
---------------------	----

5 個人情報の適切な管理

保有する個人情報の安全管理措置を適切に講じるため、各種サイバーセキュリティ対策基準を参考に適正な水準を確保するように努める。また、情報セキュリティポリシー及び情報システムBCPの見直しを随時に行うとともに、適切に教育、訓練を行い職員の情報リテラシー向上を図るなど、組織的な情報管理体制の強化に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制の充実

法人及び施設の各部門が一体的に取り組む体制を充実するため、理事会、役員会及び運営会議を原則毎月1回開催する。

(2) 効率的な業務運営の実現

① PDCAサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、業務の進捗管理、予算の執行管理を徹底し、業務改善、事業のチェック体制を強化する。

② 事務部門における診療報酬事務、会計事務等の専門研修へ出席させるとともに、研修内容については伝達研修などにより、職員間の情報共有を図り、組織全体の効果的な業務運営につなげる。

③ 計画的にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、全域的に業務改善を継続的に行い、効率的な業務運営に取り組む。

④ 館内照明のLED化により、エネルギー効率の改善を図る。

(3) 職員の意識改革

① 能力開発研修など県自治研修所主催の研修を活用するとともに、外部講師による研修を実施する。

② 運営会議や研修、機構内広報誌、職員情報共有システムの活用により、事業実績、財務状況等の職員への共有化を図るほか、省エネ対策については専門家による診断を実施するなど、職員のコスト意識を徹底する。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

(1) 年齢構成を考慮しながら、計画的に職員を採用するとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計知識及び経営知識に精通した人材を育成するため、施設経営に携わる職員の各種研修会等への参加や資格取得を積極的に推進する。

(2) 事務職員のリーダーシップ、マネジメント能力の向上等について、スキルを習得できる外部主催の各種研修への参加を推進する。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

① 利用者のニーズに対応したサービスの提供により収入の確保に努める。

計画値（令和8年度）

外来受診者数	33,850件
リハビリテーション件数	24,820件

② 診療報酬及び障害者福祉サービス給付費の改定に基づき、施設基準等の適切な運用を図るため、関係部門間の連携を強化し、患者動向や病床利用の実態に合わせ、施設基準や診療報酬加算等の取得に関する検討を適時かつ適切に実施。

③ 事務部門職員と関係部門職員の連携による入院・入所患者への連携体制の強化など未収金の発生を未然に防止するための対策を講じるとともに、未収金管理要綱に基づき、すでに発生している未収金については早期回収及び不良債権処理に取り組む。

(2) 費用の節減

① 委託業務等について、費用削減に向けた業務内容の見直しを適宜実施し、複数年契約や単価契約などの導入効果を検証することで次期契約に反映させる。

- ② 医薬品や診療材料の在庫管理の現状分析により適正な管理の推進に努めるほか、後発医薬品の導入増加に向け、抗てんかん薬等を除く採用可能品目の検討を行う。
- ③ 原油価格・物価の高騰、人件費の上昇などによる経費の増大が想定されることから、光熱水費の節減、業務改善などに適時、柔軟に取り組む。
- ④ 外部機関による経営改善コンサルティングを実施し、分析結果に基づき、更なる費用削減に努める。

計画値（令和8年度）

後発医薬品の導入品目	64品目
電気使用量	1,618,179キロワット時

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行するとともに、年度ごとに財務内容の検証・見直しを図り、運営費交付金の抑制に資する。

1 予算（令和8年度） (百万円)

区 分	金 額
収入	
医業収益	847
福祉収益	198
運営費交付金	946
その他収益	83
目的積立金取崩	0
計	2,074
支出	
業務費	1,976
人件費	1,276
うち職員退職手当金	32
医薬材料費	171
委託費	224
設備費	156
その他経費	149
一般管理費	59
人件費	35
その他経費	24
資産取得費	107
借入金返済支出	0
計	2,142

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額 1,311百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

2 収支計画（令和8年度）

（百万円）

区 分	金 額
収入の部	2, 1 8 2
医業収益	8 4 7
福祉収益	1 9 8
運営費交付金収益	9 4 6
雑益	1 9 1
資産見返戻入	1 0 8
その他の収益	8 3
目的積立金取崩	0
支出の部	2, 2 5 0
業務費	2, 0 8 4
人件費	1, 2 7 6
うち職員退職手当金	3 2
医薬材料費	1 7 1
委託費	2 2 4
設備費	1 5 6
減価償却費	1 0 8
その他経費	1 4 9
一般管理費	5 9
人件費	3 5
その他経費	2 4
資産取得費	1 0 7
純利益	△ 6 8

3 資金計画（令和8年度）

（百万円）

区 分	金 額
資金収入	2, 1 4 4
業務活動による収入	2, 0 7 4
医療福祉サービスによる収入	1, 0 4 5
運営費交付金による収入	9 4 6
うち職員退職手当金	3 2
その他の収入	8 3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期事業年度からの繰越金	7 0
資金支出	2, 1 4 2
業務活動による支出	2, 0 3 5
投資活動による支出	1 0 7
財務活動による支出	0
次期事業年度への繰越金	2

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、
 県の予算会計に該当するもの。

収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益
 又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・
 投資・財務）に表すもの。

計画値（毎年度）

経常収支比率	100%以上
流動比率	150%以上

第4 短期借入金

- 1 限度額 100,000,000円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
運営費交付金の交付時期の遅れによる一時的な資金不足等への対応

第5 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画 なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし

第7 剰余金の使途 決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備に関する計画（令和8年度）
高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等備品	百万円 107	運営費交付金
省エネ化事業 (冷却塔更新ほか)	81	補助金

2 防災・防犯対策の推進

大規模災害を含めた災害等における利用者の安全安心を守り、防災・防犯の意識を高めるため、火災・地震などを想定した避難訓練や不審者に対応した防犯訓練を定期的実施する。

計画値（令和8年度）

大規模災害実働訓練（BCP訓練）	1回
総合防災訓練	1回
夜間想定防災訓練	1回
児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月
不審者に対応した防犯訓練	1回

3 人事に関する事項

- (1) 療育ニーズの変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう、療育従事者の業務量に応じた適切な人員配置を実施する。
- (2) 人事評価制度を効果的に活用し、人材の育成、能力や業績に基づいた処遇などの確な人事管理を行う。

4 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、職員満足度調査を実施し、その結果を踏まえ離職防止対策も含めた必要な対応を行う。

また、医師の働き方改革を推進するため、労働時間の管理等の労務管理を適切に行う。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、療育機構職員対応要領に基づき、職員一人ひとりが、適切な対応に努めるとともに、研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努める。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

経営状況等の変化を迅速に把握し、必要に応じた適切な対策を講じるため、県との連携を強化し、より緊密に情報共有を行うことを目的として、経営管理会議を設置する。

7 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金はない。